

令和2年3月遠野市議会定例会会議録（第1号）

令和2年2月25日（火曜日）

議事日程 第1号

令和2年2月25日（火曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 市長の施政方針演述
- 第4 教育長の教育行政推進の基本方針
- 第5 議案第1号 遠野市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 第6 議案第2号 遠野市民センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第3号 令和元年度遠野市一般会計補正予算（第6号）
- 第8 議案第4号 令和元年度遠野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第5号 令和元年度遠野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第6号 令和元年度遠野市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第7号 令和元年度遠野市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第8号 令和元年度遠野市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第9号 令和元年度遠野市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第10号 遠野市簡易水道事業を遠野市水道事業に統合することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第15 議案第11号 遠野市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第12号 遠野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第13号 遠野市営住宅条例及び遠野市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第14号 遠野市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例の制定

について

- 第19 議案第15号 遠野市営牧野条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第16号 遠野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第17号 遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第18号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定及び変更について
- 第23 議案第19号 市道路線の廃止について
- 第24 議案第20号 令和2年度遠野市一般会計予算
- 第25 議案第21号 令和2年度遠野市国民健康保険特別会計予算
- 第26 議案第22号 令和2年度遠野市後期高齢者医療特別会計予算
- 第27 議案第23号 令和2年度遠野市介護保険特別会計予算
- 第28 議案第24号 令和2年度遠野市ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 第29 議案第25号 令和2年度遠野市遠野東工業団地整備事業特別会計予算
- 第30 議案第26号 令和2年度遠野市水道事業会計予算
- 第31 議案第27号 令和2年度遠野市下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 日程第1 会議録署名議員の指名
- 3 日程第2 会期の決定
(議会運営委員長報告、採決)
- 4 日程第3 市長の施政方針演述
- 5 日程第4 教育長の教育行政推進の基本方

- 針
- 6 日程第5 議案第1号 遠野市森林環境譲
与税基金条例の制定についてから、
日程第31 議案第27号 令和2年度遠野市
下水道事業会計予算まで。
(提案理由の説明)
- 7 予算等審査特別委員会の設置
(議案の付託)
- 8 休会の議決
- 9 散 会

出席議員 (18名)

- | | | | | |
|----|---|-----|-----|-----|
| 1 | 番 | 小 松 | 正 真 | 君 |
| 2 | 番 | 佐々木 | 恵美子 | 君 |
| 3 | 番 | 菊 池 | 浩 士 | 君 |
| 4 | 番 | 佐々木 | 敦 緒 | 君 |
| 5 | 番 | 佐々木 | 僚 平 | 君 |
| 6 | 番 | 小 林 | 立 栄 | 君 |
| 7 | 番 | 菊 池 | 美 也 | 君 |
| 8 | 番 | 萩 野 | 幸 弘 | 君 |
| 9 | 番 | 瀧 本 | 孝 一 | 君 |
| 10 | 番 | 多 田 | | 勉 君 |
| 11 | 番 | 菊 池 | 由 紀 | 夫 君 |
| 12 | 番 | 菊 池 | 巳 喜 | 男 君 |
| 13 | 番 | 照 井 | 文 雄 | 君 |
| 14 | 番 | 荒 川 | 栄 悦 | 君 |
| 15 | 番 | 安 部 | 重 幸 | 君 |
| 16 | 番 | 新 田 | 勝 見 | 君 |
| 17 | 番 | 佐々木 | 大 三 | 郎 君 |
| 18 | 番 | 浅 沼 | 幸 雄 | 君 |

欠席議員

な し

事務局職員出席者

- | | | | | |
|---|-------|-----|-----|---|
| 事 | 務 局 長 | 新 田 | 順 子 | 君 |
| 次 | 長 | 千 葉 | 芳 治 | 君 |
| 主 | 査 及 | 川 憲 | 司 君 | |

説明のため出席した者

- | | | | | |
|---|---|-----|-----|---|
| 市 | 長 | 本 田 | 敏 秋 | 君 |
|---|---|-----|-----|---|

- | | | | |
|----------------------------------|-----|-----|-----|
| 副 市 長 | 飛 内 | 雅 之 | 君 |
| 総務企画部長 | 佐 藤 | 浩 一 | 君 |
| 総務企画部
経営企画担当部長 | 菊 池 | | 享 君 |
| 健康福祉部長兼健康福祉の里所長
兼地域包括支援センター所長 | 鈴 木 | 英 呂 | 君 |
| 子育て応援部長兼
総合食育課長 | 佐々木 | 一 富 | 君 |
| 産 業 部 長 | 中 村 | 光 一 | 君 |
| 産業部プロジェクト担当部長
兼六次産業室長 | 阿 部 | 順 郎 | 君 |
| 環境整備部長 | 奥 寺 | 国 博 | 君 |
| 会計管理者兼会計課長 | 鈴 木 | 純 子 | 君 |
| 消防本部消防長 | 菊 池 | 久 人 | 君 |
| 市民センター所長 | 小 向 | 浩 人 | 君 |
| 市民センター文化振興担当部長 | 石 田 | 久 男 | 君 |
| 教育委員会事務局教育部長 | 澤 村 | 一 行 | 君 |
| 選挙管理委員会委員長 | 菊 池 | 光 康 | 君 |
| 教 育 長 | 菊 池 | 広 親 | 君 |
| 代表監査委員 | 佐 藤 | サヨ子 | 君 |
| 農業委員会会長 | 千 葉 | 勝 義 | 君 |

午前10時01分 開会・開議

○議長(浅沼幸雄君) これより令和2年3月
遠野市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長(浅沼幸雄君) 日程に入るに先立ち、
諸般の報告をいたします。

市長から議案の送付がありましたので、お手
元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、市長から報告第1号の1件の送付があ
りましたので、お手元に配付しておきましたか
ら御了承願います。

次に、監査委員から例月現金出納検査の結果
についての報告書2件と、帳票の差しかえ訂正
について1件、令和元年度定期監査(後期)の
結果について1件を受理いたしましたので、そ
の写しをお手元に配付しておきましたから御了
承願います。

次に、今定例会に提出されました請願1件に
つきましては、お手元に配付しておきました請
願文書表のとおり、所管の委員会に付託いたし

ましたので御了承願います。

次に、請願扱いしない陳情1件の写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、ライドシェアの導入に対して慎重な審議を求める意見書につきましては、令和元年12月13日付で、内閣総理大臣及び関係大臣に提出しておきましたから御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（浅沼幸雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、2番佐々木恵美子君、3番菊池浩士君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件に関し、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長菊池由紀夫君。

〔議会運営委員長菊池由紀夫君登壇〕

○議会運営委員長（菊池由紀夫君） 命によりまして、議会運営委員会の御報告をいたします。

2月21日、午後3時から議会運営委員会を開催し、令和2年3月遠野市議会定例会の会期を、本日2月25日から3月13日までの18日間といたしました。

会期内の予定表については、既に議員各位に配付しておきましたが、若干の説明を加えさせていただきます。

本日は、会期の決定、市長の施政方針演述及び教育長の教育行政推進の基本方針の演述が行われます。その後、議案第1号から議案第27号までの27議案について提案理由の説明が行われます。

説明の後、予算等審査特別委員会を設置し、同委員会への付託となります。

本日、本会議終了後、予算等審査特別委員会を開催し、正副委員長を互選します。

2月26日は常任委員会調査、27日は論点整理等のため議員全員協議会、2月28日は議案調査、2月29日及び3月1日は週休日のため、それぞれ休会となります。

3月2日及び3日の2日間は、午前10時から一般質問を行います。一般質問の通告は9名です。

3月3日は、一般質問の後、常任委員会を開催し、請願等を審査いたします。

3月4日及び5日の予算等審査特別委員会は、それぞれ午前10時から開催し、議案第1号から議案第9号までの条例及び補正予算の審査に当たります。

3月6日は、午前10時から本会議を開催し、条例及び補正予算9議案について、予算等審査特別委員会委員長よりの報告があり、質疑、討論、その後、採決を行います。

本会議終了後、午前11時から、予算等審査特別委員会を再開し、議案第10号から議案第27号までの条例及び当初予算等18件について審査を行います。

3月7日及び8日の2日間は、週休日のため休会となります。

3月9日から12日までの4日間は、それぞれ午前10時から予算等審査特別委員会を再開し、引き続き、条例及び当初予算等の審査を行います。

また、3月10日は、発議案の締め切り日となっておりますので、念のため申し添えます。

最終日の3月13日は、午後2時から議員全員協議会を、午後3時から本会議を開催いたします。

議員各位の御協力をお願い申し上げ、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長（浅沼幸雄君） お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、今期定例会の会期は、本日から3月13日までの18日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月13日までの18日間と決定いたしました。

日程第3 市長の施政方針演述

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第3、市長の施政方針演述であります。本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君） 本日ここに、令和2年3月遠野市議会定例会が開会されるに当たり、令和2年度の市政運営について、私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解と御協力をお願い申し上げます。

令和という新たな時代を迎え、日本社会全体が新たなスタートを切り、AIやデジタル化などの急速な進展によって、インターネットと物が結びつき、車の自動運転の実用化も手に届くところまで来るなど、次の時代を切りひらくさまざまな動きが、目をみはるほどの勢いで進展しております。

新たな時代を乗り切るためには、荒波にもまれながら、歩みをとめず、前に前に進み続けることはもちろんであります。数値ではあらわすことのできない人と人とのつながりや、思いやりや気遣いなど、アナログの感性をあわせもちながら、各施策に反映させてまいります。

さて、昨年を振り返れば、9月にはラグビーワールドカップ日本大会が開催され、日本中が熱気と感動に包まれる中、本市も、釜石の鶴住居復興スタジアムに向かう応援団のシャトルバスの発着地として、その機能を担いました。

一方、10月に発生した台風19号災害では、東日本大震災の復興に取り組む沿岸被災地に自然が再び牙をむき、今なお懸命な復旧が進められております。改めて、想定外とも言われる災害への備えについて、緊張感を持った対応が必要であることを痛感しているところであります。

また、7月には、東京2020パラリンピック競技大会の5人制サッカーブラジル代表チームの選手団16名を迎え入れ、多くの市民との貴重な交流の機会を得ました。

共生社会ホストタウンの登録を受け、さらに

8月には、全国12自治体の一つとして、先導的共生社会ホストタウンの認定を受けており、「子ども達から広めよう。違いを知る、違いを尊重する、違いと絆がる」を基本理念に、その役割を追い続けてまいりました。

ブラジル選手団の受け入れを通じて、共生社会と、心とまちのバリアフリー化を考える中、一方においては、外国人観光客、外国人技能実習生の増加など、本市における国際化の潮流を広い視野で見通しながら、多文化共生社会の実現を目指していく必要があります。

この夏、パラリンピック競技大会の開催を前に、ブラジル選手団が遠野に戻ってくることが決定しております。その後押しとなったのは、紛れもなく遠野の子ども達の素直な心でありました。その子ども達とともに心のバリアフリーの取り組みを進めながら、共生社会とは何か、文化とは何かを見つめ、共生社会、その先にある多文化共生社会の実現を目指してまいります。

ことしは、第2次遠野市総合計画の5年目を迎え、前期基本計画の仕上げの年となります。

令和元年12月末現在、住民基本台帳による本市の人口は、約2万6,500人。本市が独自に推計している遠野市人口ビジョンでは、第2次ベビーブームの世代が65歳を迎える2040年に、約2万人まで減少すると予測しております。

平成27年、第2次進化まちづくり検証委員会から地域コミュニティのあり方について提言を受けて以来、住民主体による地域運営に向けて、地区まちづくり計画の策定、地区まちづくり一括交付型補助金による地域づくり支援、さらには、ふるさとづくり市民会議による協議など、これまで5年の歳月をかけて試行と検討を重ねてまいりました。

昨年からは、新たに担当理事を置き、各地域に出向いて勉強会を開催したほか、市長と語る会では、「小さな拠点による地域づくり」をテーマに、約400人の市民の皆様と向き合い、実に多くの意見、提言をいただきました。

参加者の皆さんからは、指定管理者制度など、新たな仕組みの導入に対して、戸惑いの声があ

りながらも、時代の流れに応じた改革の必要性については、総じて理解を示していただいたと捉えており、最終的な方向性と具体的な手順を確認しているところであります。

人口減少が進む中、これまでの行政主体の地域づくりだけでは立ち行かない時代に入ってきております。「地域の特性を活かす」「市民が主体性を持つ」「自分たちのまちをより良くしようと行動する」。遠野スタイルに掲げる理念は、地域づくりの第2ステージが目指す、まさにそのものであります。地域づくりに課題意識を持ち、地域で活躍する一人でも多くの市民がいる今だからこそ、新しい地域づくりの仕組みとして、小さな拠点による市民協働をスタートさせなければなりません。

地域がともに支え合い、安心安全、防災をキーワードに、小さな拠点による地域づくりの構築に向けて、市民の皆様とともに、さらには、関係機関や団体としっかりと手を携えながら、新たな市民協働の形をつくってまいります。

令和2年度の予算は、「支え合い、新たな時代を拓く予算」と位置づけ、総額172億5,000万円を編成いたしました。第2次遠野市総合計画前期基本計画が最終年度となるため、前期基本計画に搭載した事業の総点検と再構築を図ることとし、昨年度に引き続き、「人づくり・地域づくり」「子育て支援」「健康づくり」の3つの重要施策を確実に実行するとともに、共生社会を築く予算としております。

1つ目は、人づくり・地域づくりの推進であります。先導的共生社会ホストタウンの認定自治体として、心のバリアフリーを推進し、聴覚障がい者の社会参加や自立促進に必要な手話奉仕員の養成など、市民が支え合い、住みやすい新たな共生社会の実現を目指してまいります。

また、市内全11地区へのまちづくり一括交付型補助金を継続し、小さな拠点による地域づくりに取り組んでまいります。そのため、13事業、約3億2,000万円を確保いたしました。

2つ目は、子育て支援の強化です。第2次遠野わらすっこプランの初年度に当たることから、

プランを着実に実行するため、既存事業を再構築し、子育て支援に柔軟に取り組んでまいります。特に、養育支援が必要な家庭に子育て家庭ヘルパーを派遣する事業を新設し、子育ての不安を軽減してまいります。

また、手狭になった青笹児童館の拡張を行い、わらすっこがのびのびと活動できる環境を整えてまいります。そのため、29事業、約20億4,000万円を確保いたしました。

3つ目は、健康づくりの推進です。誰もが、いつまでも地域の担い手として活躍できるように、健康寿命のさらなる延伸に向けて、より多くの市民の参加によるウオーキングの充実に継続して取り組むとともに、心の健康づくりを支援するゲートキーパーや傾聴ボランティアの養成、育成を図ってまいります。そのため、11事業、約2億8,000万円を確保いたしました。

次に、第2次遠野市総合計画の5つの大綱別に従いまして、主要な施策について申し上げます。

大綱1は、自然を愛し共生するまちづくりであります。

本市には、永遠の日本のふるさと遠野を象徴し、後世に引き継ぐべき、かけがえのない財産である景観資源があります。地球温暖化対策、さらには、エネルギー確保を目的に、再生可能エネルギーの買い取りを法律で定める固定価格買い取り制度は、平成24年に開始され、特に太陽光発電事業については、制度の理念に反して、投資優先の乱開発を助長する結果にもつながり、景観破壊や土砂の流出によって全国各地で災害や住民トラブルに発展するなど、大きな社会問題となっております。

本市においては、小友町外山地区内の大規模な太陽光発電事業における工事によって、下流域の河川が汚染され、農業基盤、さらには道路環境にも影響を与えるなど、看過できない事態に及び、さらには、松崎町光興寺地区に持ち込まれた計画では、景観破壊や災害の発生が懸念され、周辺住民から、建設への反対運動が起きるなどの事態となっております。

本市の美しい自然景観や農村景観など、かけがえのない財産を後世に引き継いでいくため、大規模太陽光発電事業については、抑制区域や設備面積の上限を盛り込み、全国的に見ても厳しい制限を持った条例への改正によって、本市の景観を守り、災害の未然防止を図る対策を強化してまいります。

ごみ処理については、事業系の燃えないごみの有料化の検討を行うとともに、不燃ごみの広域処理についてもあわせて検討を進め、空き家対策については、空家等対策計画に基づき、倒壊のおそれのある危険空き家に対する解体補助金を新設し、解体の促進に取り組んでまいります。

安心安全な道路交通基盤の充実については、国土強靱化法に基づく、遠野市国土強靱化地域計画を、ことし3月までに策定し、第5期生活に身近な道づくり事業計画や舗装長寿命化計画によって、計画的な道路整備を推進するとともに、快適な居住環境の形成については、国の新水道ビジョンを踏まえた、遠野市水道ビジョンの改定によって、将来にわたり安定した住民サービスが提供できる体制を整えてまいります。

総合交通対策については、廃止バス路線の代替運行と市営バスの運行を維持するとともに、人口減少や高齢化社会に対応した地域交通の導入によって、地域支え合い事業も検討を進めながら、持続可能な運行体系の再構築に取り組んでまいります。

防災対策については、各種災害の備えとなる対策を十分に検討し、自助、共助、公助による、安心安全な地域社会の構築を進めるとともに、県内の消防本部と連携を強化し、消防技術の向上を図ってまいります。

防犯対策については、特に、大きな社会問題になっている特殊詐欺被害の防止活動を推進するとともに、交通安全対策については、子どもや高齢者を中心に、交通安全教室の開催や街頭指導などの安全対策に重点的に取り組んでまいります。

大綱2は、健やかに人が輝くまちづくりであ

ります。

健康づくりの推進については、第3次健康増進計画の最終年度となることから、特に、生活習慣病の発症予防や、脳卒中などの重症化予防対策、さらには心身の機能低下を防ぐ介護予防を中心に取り組みを進めるとともに、昨年から、全国5カ所の自治体による広域連携事業として取り組みを進めているヘルスケアプロジェクトを確実なものとするため、ICT健康塾参加者の確保による、健康づくりの推進と医療費の削減を目指してまいります。

医療体制の充実については、県立遠野病院及び県内の医療機関と連携を図りながら、医師のみならず看護師等の確保に向けて活動を推進するとともに、中央診療所は県立遠野病院及び市内の医療機関を補完し、医療を必要とする地域住民のニーズに対応した運営の継続によって、地域医療の推進に努めます。

地域福祉の充実については、その中核的な役割を担う遠野市社会福祉協議会は、地域コミュニティの体制整備や地域福祉事業の推進役を担うことから、市内3地区にモデル的に配置している、丸ごと相談員事業を検証しながら、経営の安定化に向けた支援策の充実に努めてまいります。

高齢者の生きがいづくりの推進については、遠野市シルバー人材センターの就業機会の創出と仲間づくりを支援するとともに、住民主体の集いの場を通じて、高齢者の介護予防活動の育成や支援を進め、特に、令和2年度は次期ハートフルプランの策定年度に当たることから、地域の実情を十分に分析しながら、新しい生活支援サービスの検討を行ってまいります。

障がい者福祉の充実については、障がい者が地域で安心して暮らすことができるように、自立や就労による地域への移行に向けた支援を進め、特に、障がい者の重度化や高齢化に応じながら、地域で継続して生活を送ることができるための地域生活支援拠点施設の整備に向け、関係団体と取り組みを進めてまいります。

少子化対策・子育て支援については、第2次

遠野わらすっこプランの新たなスタートの年となることから、目指すべき姿に掲げる、「子どもが健やかに育つ」「安心して子どもを産み育てられる」「家庭や子育てをみんなで支える」の3つの環境づくりを柱に、出産から子育てまで切れ目のない施策に取り組んでまいります。

児童・母子等の福祉の充実については、昨年4月に設置した子ども家庭総合支援拠点において、関係機関と課題を共有しながら、子どもや子育て家庭の福祉に関する支援体制を強化し、特に、新たな取り組みとして、養育支援が必要な家庭に対して子育て家庭ヘルパーを派遣し、出産後間もない母親の育児不安解消のための相談や、家事と育児の両立が困難な家庭に対する支援を行ってまいります。

さらには、昨年10月から新たにスタートした幼児教育・保育の無償化に伴う副食費については、継続して市が全額助成するとともに、学校給食については、食材費の公費負担によって児童生徒の給食費を据え置き、子ども達の食育環境の充実を図りながら、保護者の経済的負担軽減を図ってまいります。

大綱3は、活力を創意で築くまちづくりであります。

農業振興については、AIをはじめとした新技術の導入など、変化する農業・農村情勢に応じた農林水産業の確立を図るため、国の農業政策の動きに的確に対応しながら、第2次遠野市農林水産振興ビジョン、通称タフ・ビジョンIIの着実な取り組みを進めるとともに、現在の計画が令和2年度で終了することから、計画の検証を十分に行い、次期計画の足がかりとなる施策に取り組んでまいります。

農産物の生産振興については、品目ごとの継続支援による園芸産地としての維持拡大を目指し、特に、ハウス施設を活用したピーマン栽培の強化によって、市場販売における優位性を確保するとともに、施設園芸や畑わさびなど高収益品目の農家モデルを検証し、担い手農家や新規就農者の確保、育成に向けて、関係機関と連携しながら積極的に取り組んでまいります。

地産地消と六次産業化の推進については、昨年、遠野緑峰高校の野菜果樹研究班が漬物グランプリで見事最高賞を獲得するなど、遠野緑峰高校生による地域課題への取り組みが、六次産業化を進める上で大きな刺激となっております。

また、民間企業や農業者、地域住民とともに取り組んでいる「ホップの里からビール」の事業は、地域おこし協力隊の新たな試みによって、全国から注目を浴びており、また、任期終了後も、隊員の約7割が引き続き遠野で就業し、新しい動きが見え始めていることから、大きなマンパワーとして各種施策の中で連携を深めてまいります。

畜産振興については、遠野市畜産振興公社の経営体の強化を進めながら、畜産クラスター計画の策定により、肉用牛の増産、生産体系を確立する取り組みを支援し、新規就農者や担い手の確保に努めるとともに、馬事振興については馬産体制と環境の充実にも努めながら、観光、福祉、教育分野ともかかわりを深め、交流人口の拡大と馬事文化の伝承に努めてまいります。

有害鳥獣対策については、特にニホンジカによる農作物被害の低減のため、国や県の事業を効果的に活用しながら、地域ぐるみの防除と駆除、さらには近隣市町との連携を図りながら、イノシシ対策も含めて広域での取り組みを強化してまいります。

林業振興については、森林経営管理制度に基づいて、土地所有者情報の管理や担い手を探す取り組みを進め、全市町村に譲与される森林環境譲与税については拡充が見込まれることから、航空測量による森林の実態把握を進めるとともに、計画的な森林整備について民間事業者と連携して取り組んでまいります。

商工業の振興については、産学官連携による新技術の活用と、市内企業の先端設備の導入など生産性向上を促進していくほか、女性や外国人技能実習生をはじめとした多様な人材の活躍を推進し、特に、企業版ふるさと納税による奨学金返還支援制度など若者の地元定着を促進してまいります。

また、遠野東工業団地については、沿岸と内陸を結ぶ大動脈である釜石自動車道の全通に伴い、本市の物流拠点としての存在感がさらに増していることから、世界戦略に基づくものづくりの拠点として、令和2年度中の造成工事の完了に向けて取り組んでまいります。

道の駅遠野風の丘については、道路ネットワークの広がりによって、道路利用者によるニーズも多様化し、道の駅機能のさらなる充実、強化が求められることから、時代の流れと利用者目線に立った施設の大規模改修によって拠点性を高め、人と情報が行き交い、物と心が通い合う、活気に満ちあふれた施設を目指し、全国モデル道の駅遠野風の丘としての魅力と存在感を示してまいります。

中心市街地の活性化については、商工会等の関係団体との連携によって、魅力ある中心市街地の形成の取り組みを進めていくほか、遠野駅舎や駅前周辺の再開発の検討を進め、また、新たにこども本の森構想を具体化する旧三田屋の整備活用等により、まちなかの回遊性を高め、より魅力あるまちづくりに取り組んでまいります。

宮守町においては、mm1を宮守町の活性化の拠点に、関係機関、団体及び商店街と連携しながら、誘客イベントなどの取り組みを図ってまいります。

観光の振興については、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせて訪日外国人旅行客の大幅な増加が見込まれるほか、JR東日本の周遊型臨時寝台列車、トランスイート四季島の来遠も決定するなど、「遠野物語」発刊110周年の節目に合わせてイベントが重なり合うことから、市内観光関係団体との連携によるオール遠野の力で、観光推進協議会を中心に各種戦略を持ちながら、遠野の文化を広く世界に発信してまいります。

定住対策については、首都圏や中京地区をはじめとした全国の自治体間のネットワークを生かしながら、「で・くらす遠野」の相談専用窓口の設置など、拡充を視野に全国的なファンの

獲得を図りながら、交流人口と関係人口の拡大のほか、さらなる移住・定住対策に取り組んでまいります。

交流事業については、全国6市町村の友好都市と、それぞれの特色を生かした魅力ある交流事業を推進し、特に大府市とは、友好交流の締結から10周年を迎えるため、市民レベルでの交流をより一層進めてまいります。

国際交流の推進については、情報化、グローバル化の進展の中、国際的な視野と感覚を持ち、世界を舞台に活躍できるような人材を育成するため、中高生のアメリカチャタヌーガ市への海外派遣交流事業を継続するとともに、市内で就業する外国人技能実習生をはじめとした地域で生活する外国人を対象に、簡単な日本語や文化、日常生活に必要な知識の学びを支援するなど、遠野市教育文化振興財団をはじめとする関係機関、団体と連携し、地域の国際化を推進してまいります。

大綱4は、ふるさとの文化を育むまちづくりであります。

教育行政の推進については、教育行政に関する施策等の実施に当たり、総合教育会議において協議、調整を図りながら、各種施策を推進してまいります。

教育環境の整備については、土淵小学校屋内運動場の大規模改修などを進めながら、常に児童生徒が安心安全な教育環境で学習できるように、適切な施設の維持管理に努めてまいります。

市内高校の魅力化については、両校と連携した取り組みを充実させるとともに、第2期遠野スタイル創造・発展総合戦略に位置づけを行い、市内中学生や保護者向けに地元高校の理解と魅力を伝える取り組みを進めながら、新たに県外入学者を確保できるよう取り組んでまいります。

また、岩手の高校教育を考える市町村長懇談会で取りまとめた岩手の高校教育を考える提言書に基づき、小規模校の存続や岩手県独自の少人数学級の実現など、岩手モデルの構築に向け、県下33の市町村長の総意として、国、県等に対し、積極的な働きかけを行ってまいります。

生涯学習の推進については、誰もが生涯にわたり学び続けられ、その成果を生かすことができる社会の実現に向けて、民間の感覚やノウハウを活用しながら、幅広い学習プログラムや多様な研修会への参加の機会の提供により、市民の学習機会の充実を図ってまいります。

ふるさとの文化の継承・創造については、「ふりかえる・つなぐ・ひらく」を「遠野物語」の発刊110周年のテーマに、特に、佐々木喜善の縁で平成25年度から交流を続けている、ドイツ・シュタイナウ市の市長をはじめ博物館関係者が9月に来遠予定であることから、交流記念展「日本のグリム佐々木喜善とグリム兄弟」の開催など、遠野市独自の存在感と新たな魅力を発信してまいります。

さらには、重要文化財千葉家住宅については、若き日の今上天皇陛下と秋篠宮皇嗣殿下にも訪れていただいた日本の宝であることから、この宝を確実に100年後の未来に継承していくため、令和9年の「南部氏遠野入部400年」を見通し、復元工事を着実に進めてまいります。

大綱5は、みんなで考え支えあうまちづくりであります。

住民主体のふるさとづくりについては、人口減少と少子高齢化社会におけるさまざまな地域課題を解決するため、小さな拠点による市民協働の取り組みと住民自治のまちづくりの推進に向けて、地区センターの指定管理者制度の導入に着手することから、各地区センターの環境整備について計画的な整備の検討を進めながら、持続可能な社会の実現に向けて新たな体制の構築に取り組んでまいります。

また、本市は昨年、日本郵便株式会社と包括連携協定を締結していることから、郵便局が持つ拠点性とネットワークの可能性にどのように向き合うか、小さな拠点による地域づくりとの連携を模索してまいります。

健全財政の堅持については、事務事業や負担金、補助金の見直しを進めるとともに、市債の発行額の抑制にも努めながら、成長、進化、好循環が期待できる事業へ集中させることにより、

予算の最適化を図ってまいります。

第三セクターの改革については、特に遠野ふるさと公社の株式会社への移行を進め、新たな体制でスタートを切ることにより、地域事業者との関係構築を図りながら、地場産品の商品化や販売を促進し、地域商社としてさらに成長するよう支援してまいります。

職員については、行政サービスの水準を低下させることなく、行政事務の民間委託を行う包括アウトソーシングの導入により、安定的な雇用環境の確保と最適な業務執行体制を構築し、さらなる市民サービスの向上やスリム化に努めてまいります。働き方改革の推進によって、モチベーションの一層の向上や、ワーク・ライフ・バランスの実現を図りながら、地域活動などにおいて、住民の一人として役割を担えるよう職員の意識を高めてまいります。

人口減少への歯どめと、東京一極集中の是正、さらには地方の個性と自律的で持続的な社会の実現を目指した、まち・ひと・しごと創生法がスタートしたのが、今から5年前であります。

地方創生を切り口に、全国の各自治体が知恵を絞り、独自の人口ビジョンを掲げながら、それぞれに個性ある総合戦略を打ち立て、地方の活性化に向けた施策を展開してまいりました。しかし、東京一極集中の是正の目標は、解消はおろか増加へと転じております。

令和2年度から始まる第2期計画では、新たな視点として「地方へのひと・資金の流れを強化する」「民間と協働する」「地域経営の視点で取り組む」など、本市が先駆けて取り組んできた内容も含め、6つの視点が重点に置かれております。

第2期遠野スタイル創造・発展総合戦略の策定によって、地方創生に吹く風をしっかりと受けとめ、計画終了時には輝きを放てるよう努力を続けていかなければなりません。その実現には新たな融合も大きな鍵となります。

新たな風を受けとめていくためには、従来の仕組みに捉われず、次の10年、20年を見通して変化していかなければなりません、そこには

意識の壁を超えていく必要があります。

今からおよそ30年前、道の駅制度を提唱し、我が国のあり方などについて積極的な提言活動を行っている、国土学総合研究所長の大石久和氏は、「我々の最大の思考欠如は、仕組み、ルール、やり方、方法を変えることができないということなのだ。物や形あるものを変えることにちゅうちょがなく、むしろ喜び、尊ぶという我々は、方法を変えることができないのである。」と述べております。時代が大きく変化し、少子高齢化、人口減少、情報化が進む中、仕組みや方法を変えることにちゅうちょすることなく、新たな社会に適応させていくことが求められてまいります。

遠野市が誕生して15年。当時発刊された「遠野風誌」には、次のような一文が掲載されております。

地方は古くから「方」といい、東西南北の四方には方位神がいてその地を守った。神の使者は「鳳」という風神で、どこへでも自在に行って神意を伝えた。鳥は後に竜に変わって「風」の字になったと言われる。「風」を使った言葉には、風土・風景・風合・風習・風格・風雅など、まさしく風趣があり、遠野の「物深き所」を表すためには「風誌」という言葉がふさわしい。ここには古代の人々が自然への畏怖と愛着を語り、謡った世界が今なお息づき、常民といわれた人々の野太い語りが神話の世界の高みに昇華している。

この一文を改めて読み返し、令和の時代、2020年を迎え、進化し続ける情報技術、AIによる技術革新の流れ、さらには国際化、地球規模での気象変動という時代の今にどう向き合い、遠野の誇るべき自然、歴史、文化、風土といかに調和を図りながら、避けて通れない人口減少、少子高齢化の時代の流れに立ち向かうのか、発想の転換と新たな仕組みづくりが問われております。

半世紀にわたり、築き、育て、守り続けてきた地域コミュニティには、旧1町10カ村の、

「方」の個性、さらには風格とも言うべき特性があります。

令和の時代の今、市内11地区がそれぞれに地域を見出し、創造、発展していくためには、個性と特性を生かした小さな拠点をつくり出し、それぞれの拠点が融合することによって持続可能な次の時代の遠野郷を築き、そして切りひらく。その仕組みづくりにしっかりと取り組まなければなりません。

未来の遠野を担う人材が、過去をひもといたとき、その時代の風誌をつづるにふさわしい歴史の1ページとなるよう、小さな拠点による地域づくりに取り組みを見出してまいります。

令和2年、2020年のことし、「遠野物語」発刊110周年に合わせて、独学で世界を牽引する建築家となった安藤忠雄先生がこども本の森構想を、ここ遠野に寄せていただきました。安藤忠雄先生は、未来、そして将来を託す子ども達に本を読ませる活動を進めております。

将来の可能性や夢を携えた子どもたちが、本を通じてさまざまな想像力を育み、遠野を支え、岩手、日本を支え、さらには国際的に羽ばたく人材を育てるため、東日本大震災の沿岸被災地とも手を携えて、夢と希望を持つことができる居場所と、その運用を形づくらなければなりません。

「人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ」。令和の元号に込められた思いのように、令和の幕あけにふさわしい新たな文化を形づくるため、それぞれの思いを融合させ、夢のある施策の展開に積極果敢に取り組んでまいります。

以上、決意の一端を申し上げ、令和2年度における私の施政方針演述といたします。

○議長（浅沼幸雄君） 10分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時07分 開議

○議長（浅沼幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第4 教育長の教育行政推進の基本方針

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第4、教育長の教育行政推進の基本方針であります。菊池教育長。

〔教育長菊池広親君登壇〕

○教育長（菊池広親君） 令和2年3月遠野市議会定例会の開会に当たり、令和2年度の教育行政推進の基本方針について申し述べます。

これからの変化の激しい社会を迎えるに当たって、未来を担う子どもたちが身につけるべき力は生きる力であります。すなわち確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の「知・徳・体」をバランスよく育てていくことが、これからの時代を生き抜く子どもたちにとって必要不可欠であり、教育の果たす役割と責任は大変重要であると認識しております。

遠野市総合計画の大綱4及び遠野市教育振興基本計画の基本方針に沿って、令和2年度的主要な施策の概要について申し上げます。

基本方針の第1は、ふるさと教育の推進、第2は生涯学習の推進、そして第3は、ふるさとの文化の継承・創造であります。

基本方針の第1、ふるさと教育の推進についてであります。

あすの遠野を担う児童生徒の学びの教育環境の充実を図り、ふるさとに夢と誇りを持ち、郷土を愛し支えていく人材の育成を図る教育の実現を目指し、就学前教育の充実と学校教育の充実に取り組んでまいります。

まず、就学前教育の充実については、人間としてよりよく生きるための基礎が培われる大切な時期であることから、自立心を育て、人とのかかわりを大切に、健康な体づくりや探求心の育成、言葉や表現などを育む教育を推進してまいります。特に、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領のもと、子どもの発達に合わせて、家庭や地域と連携し、計画的で独自性のある教育課程と保育を推進してまいります。

発達におくれのある、またはおくれの疑いの

ある児童など、支援が必要な児童やその保護者への支援体制の充実を図るため、療育教室、幼児ことばの教室、臨床心理士による出張心理相談等の療育支援事業を実施するとともに、療育支援を必要とする幼児が小学校へ就学する際の円滑な接続についても、関係機関等との連携を強化し取り組んでまいります。

次に、学校教育の充実については、児童生徒の学習意欲を高め、子どもの個性を生かした質の高い教育の提供を目指し、児童生徒が安全で安心な学校生活を送るため、教育内容の充実、教育環境の充実、学校給食の充実を推進するとともに、学校と家庭、地域社会との連携に努めてまいります。

まず、学校教育の充実の第1、教育内容の充実についてであります。

令和2年度は、小学校において新学習指導要領が全面实施となる年であり、県においては昨年度、いわて県民計画及び岩手県教育振興計画を定めております。本市においてはこれらを踏まえ、5つの重点を定め、教育内容の充実を努めてまいります。

重点の1つ目は、学校経営の質的向上であります。

学校長のリーダーシップのもと、岩手の復興教育やキャリア教育の充実を図り、ふるさと遠野や日本、世界の発展に貢献する人材の育成を図ってまいります。また、教職員、保護者、地域が各学校で定める、まなびフェストの内容を共有し、協働して実践することにより学校経営の充実を図ってまいります。

さらに、校内外の研修を活用し、各学校の実態を踏まえて、組織的で継続的な課題解決のための取り組みを進めるとともに、授業力や学級経営力などの実践的指導力を高める人材育成を推進し、保護者や地域の人材及び地域資源を積極的に活用することにより、学校経営の質的向上に結びつけてまいります。

重点の2つ目は、確かな学力の育成であります。

義務教育9年間を見通した、学びの連続性を

重視した中学校区単位における小中連携による学力向上の取り組みも7年目を迎え、日常実践として定着しつつあり、遠野市まちづくり指標として掲げている全国標準学力検査の結果においても、着実に成果があらわれております。児童生徒が主役となる授業改善のもと、さらなる学力の向上が図られるよう、遠野市教育研究所における研究推進活動の充実に努めてまいります。

また、実用英語検定を活用した英語力向上事業の推進、あるいは数学における特定教科支援員の中学校配置など、特定教科集中対策事業を継続することにより、各種学力調査から明らかとなった課題に対応してまいります。加えて、令和2年度から小学校における外国語の教科化が本実施となることを踏まえ、外国語指導助手の3名体制の継続により、子ども達がより生きた英語に触れることができる機会を保障してまいります。

重点の3つ目は、豊かな人間性の育成であります。

遠野市わらすっこ条例に掲げる理念のもと、人権を尊重する心の育成、また、「特別の教科道徳」を要とした道徳教育や、復興教育を中心とした自他の生命を大切にすることの育成など、学校行事における体験活動、読書活動など、あらゆる教育活動を通じて豊かな心を育む教育を推進してまいります。

令和・南部藩寺子屋交流事業においては、八戸市との児童交流を継続し、児童が歴史的つながりを肌で感じ、郷土の歴史や文化、自然のよさを学ぶ機会となるよう取り組んでまいります。

不登校やいじめなどの生徒指導上の問題については、各学校の教育相談体制や指導体制への支援を行うとともに、教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の積極的な活用を促しながら、児童生徒個々の課題に寄り添い、解決に導いてまいります。

特に不登校対策では、適応指導教室を引き続き開設し、児童生徒の段階的な学校復帰に向け

た支援に取り組んでまいります。

また、いじめ問題では、各校における校内研修の充実を支援するとともに、子どもたちが主体となった、いじめを未然に防止するための活動の取り組みを推進し、各学校におけるいじめの積極的な認知による早期発見、適切な対応を支援してまいります。

重点の4つ目は、健やかな体の育成であります。

当市の子どもたちは、全国と比較して、永久歯の虫歯の率が高いという課題が見られています。この課題の改善に向けて、岩手県、遠野歯科医師会、遠野市医師会の指導のもと、ことしの1月より、市内の全ての小中学校においてフッ化物洗口の取り組みを開始しました。新たに始まったこの取り組みを含め、今後とも子どもたちの健やかな成長のため支援してまいります。

また、今年度、見直しをした遠野市における部活動の基本方針にのっとり、部活動の果たす機能を大切にしながら、子どもたちが健康を損なうことなく、心身の健全な発達に資する活動となるよう支援してまいりますし、各校への部活動指導員配置により、部活動指導が充実するよう、指導員の増員及び研修等に努めてまいります。

重点の5つ目は、特別支援教育の充実であります。

就学前から卒業までの一貫した支援の充実を図るために、幼保、小学校、中学校をつなぐ、サポートファイルすてっぷの活用を図るなど、子ども達と保護者が安心できる環境を整えるため、学校との連携を充実してまいります。

また、通常学級に在籍する個別の支援が必要な児童生徒への対応のため、特別支援教育支援員を引き続き配置するとともに、その支援員を対象とした研修会を計画的に実施し、児童生徒が適切な支援を受けられる環境を整えてまいります。

さらには、聞こえの障がいがある児童への指導環境の充実を図るとともに、言葉の障がいがある児童への発音指導等による改善を図るため、

ことばの教室の設置及び講師による巡回指導を継続してまいります。

学校教育の充実の第2、教育環境の充実についてであります。

市内小中学校への電子黒板の整備など、教育を支える学習環境の向上を継続するとともに、来るべきソサエティー5.0時代に対応するため、国のGIGAスクール構想に対応し、小中学校の高速大容量のネットワーク環境整備と、児童生徒の学習用ICT機器の設置を推進いたします。

通学対策については、スクールバスの安全かつ効率的な運行に努めるとともに、老朽化したスクールバスについては順次更新を行い、通学時の児童生徒の安全確保を図ってまいります。

台風や大雪などの災害に対しては、防災関係機関と連携し、気象情報などの災害情報の収集に努め、学校との連絡を密にするとともに、タイムラインに基づいた休校措置や登下校における安全対策等の措置を講じ、児童生徒の安全対策に万全を期して対応してまいります。

経済的理由により就学が難しい児童生徒の保護者に対する支援として行う就学援助については、令和2年度における国の要保護児童生徒就学援助費補助金の基準に準じて、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、クラブ活動費などの支給対象費目の単価の見直しを行い、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

奨学金制度については、引き続き、経済的事由により修学が困難である優秀な学生への学資の貸与により、有能な人材の育成に努めてまいります。

教職員の業務負担の軽減については、引き続き、教職員多忙・負担軽減対策検討会議により、改善策の検討と運用を進めてまいります。

学校教育の充実の第3、学校給食の充実についてであります。

成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれたおいしい給食を提供し、健康増進を図るとともに、発達段階に応じて食生活に対する正しい理解と望ましい食習

慣や、食に関わる人々への感謝への心を育むよう取り組んでまいります。

児童生徒が学校給食を通して生きる力を育む食育の推進と、学校給食を支える人たちを交え、郷土の食文化や地域の農産物への理解を深める交流すまいる給食を引き続き実施するとともに、栄養教諭との連携のもと、学校教育全体で食に関する指導等の一層の推進を図ってまいります。

学校給食センターは開設から8年を迎えますが、高度な衛生管理システム、充実した調理設備のもと、学校給食のさらなる品質向上のため、調理・配送業務委託業者及び食材納入業者との連携を十分に図りながら、安全衛生管理を徹底してまいります。

学校教育の充実の第4、学校と家庭、地域との連携の充実についてであります。

児童生徒の総合的学習時間を活用し、地域の郷土芸能や伝承活動をはじめ、郷土の歴史や文化等について地域の有識者から学ぶ特色ある学校づくり事業や、親子で参加する森林愛護活動など、学校、家庭及び地域の方々との連携のもと、子ども達の郷土愛を育んでまいります。

基本方針の第2、生涯学習の推進についてであります。

市民一人ひとりが自ら学ぶことができる社会を目指し、近隣の関係施設、機関や市内関係機関、団体と連携し、生涯学習を推進してまいります。

広く市民を対象にした講座等を開催するなど市民の学ぶ機会を保障するとともに、市民の文化芸術活動を支援し、豊かな人間性、創造力、感性を備えた人材の育成に取り組みます。

P T Aや地域教育協議会の構成員等を対象に家庭教育講演会や家庭教育ゼミナール等を開催し、家庭教育力と地域の教育力向上を図るとともに、地域と学校が連携、協働し、幅広く地域住民と保護者の参画により地域全体で子どもたちの成長を支え、その地域でしか学習できない経験を通じた学校づくりの仕組みとして、学校運営協議会の設置に向けた取り組みを進めてまいります。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の視覚障がい者5人制サッカーブラジル代表チームの事前合宿における子どもたちとの交流は、異文化と触れ合い、共生社会の形成に向けた貴重な体験を得ることができ、ことしの再会に大きな期待を寄せているところであり、さらに充実した交流の機会が得られるよう取り組んでまいります。

基本方針の第3、ふるさとの文化の継承・創造についてであります。

遠野の文化を物語る指定、無指定の文化財を保護し、魅力的な地域をつくっていくため、遠野遺産認定制度を推進します。

遠野は民俗芸能の宝庫であり、それが文化的な土壌をつくり、地域コミュニティーの強化の一翼を担っていることから、引き続き民俗芸能の伝承活動を支援してまいります。

図書館活動の推進については、児童館、学校、福祉施設等への図書の貸し出し、図書館教室、職場体験の受け入れによる社会教育の充実、視聴覚教育を通じた読書の推進を各機関と連携し、図書館活動の充実に努めます。

こども本の森構想については、脈々と伝承されてきた遠野の古きよき文化を土台として、次の時代をつくる子どもたちの想像力を養い、情操教育の向上が期待されており、遠野だからこそできる新たな子どもの学びの環境整備に向けた取り組みを進めてまいります。

博物館活動の推進については、令和2年は「遠野物語」が発刊されてから110周年の節目の年となることから、2つの記念展を開催し、「遠野物語」と遠野の歴史、文化について市内外に向けた情報発信に努めます。

以上、令和2年度の教育行政推進に関する基本的方向と主要な施策の概要について申し述べました。

本市の学校教育目標である「知・徳・体のバランスのとれた人間形成、ふるさと遠野や日本、世界の発展に貢献する人材の育成」の実現のため、遠野だからできる教育、やるべき教育を着実に進め、子ども達の豊かな成長を支えてまい

ります。

未来を担う子どもたちのため、学校、家庭、地域の意思を的確に反映しつつ、本市の教育振興基本計画に掲げる基本理念「ふるさとの文化を生かし、「夢」と「誇り」を育む学びのまちづくり」を進めてまいります。

議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

日程第5 議案第1号遠野市森林環境譲与税基金条例の制定についてから、

日程第31 議案第27号令和2年度遠野市下水道事業会計予算まで。

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第5、議案第1号遠野市森林環境譲与税基金条例の制定についてから、日程第31、議案第27号令和2年度遠野市下水道事業会計予算までの27件を一括議題といたします。

各案件について、提出者の説明を求めます。
飛内副市長。

〔副市長飛内雅之君登壇〕

○副市長（飛内雅之君） 命によりまして、令和2年3月遠野市議会定例会に提出いたしました議案の提案理由を御説明いたします。

議案第1号遠野市森林環境譲与税基金条例の制定については、林業に携わる人材の育成及び担い手の確保並びに間伐木材利用の促進、普及啓発等森林整備を目的に、新たに遠野市森林環境譲与税基金を設置しようとするものであります。

次に、議案第2号遠野市民センター条例の一部を改正する条例の制定については、国体記念公園市民サッカー場B面の使用料及び利用料金の額を改定しようとするものであります。

次に、議案第3号令和元年度遠野市一般会計補正予算（第6号）については、第1条歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,514万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ197億3,196万9,000円としようとするものであります。

今回の補正予算の主な内容は、地方創生拠点

整備交付金を活用した道の駅遠野風の丘改修工事に係る経費や、土淵小学校屋内運動場大規模改造に係る経費など国の補正予算に伴う事業費を計上するほか、国・県等補助事業内示に伴う事業費の調整など、補正予算（第5号）編成後に発生した、緊急かつ臨時的な経費について補正しようとするものであります。

第2条継続費の補正は、重要文化財千葉家住宅整備事業費に係る年割額の変更を、第3条繰越明許費の補正は、庁舎等財産管理費など21事業の追加を、第4条地方債の補正は、2事業の追加、2事業の廃止、10事業の負債限度額の変更をしようとするものであります。

次に、議案第4号令和元年度遠野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、第1条歳入歳出予算の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,775万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7,356万7,000円に、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ230万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,430万4,000円としようとするものであります。

第2条債務負担行為は、令和2年4月1日からの業務委託契約等に係る債務負担行為を定めようとするものであります。

次に、議案第5号令和元年度遠野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,302万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,046万1,000円としようとするものであります。

次に、議案第6号令和元年度遠野市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、第1条歳入歳出予算の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ144万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ36億8,604万6,000円に、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1,404万3,000円としようとするものであります。

第2条債務負担行為は、令和2年4月1日からの業務委託契約等に係る債務負担行為を定めようとするものであります。

次に、議案第7号令和元年度遠野市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,545万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,813万3,000円としようとするものであります。

次に、議案第8号令和元年度遠野市水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債、議会の議決を経なければ流用することができない経費、他会計からの補助金に係る補正をしようとするほか、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めようとするものであります。

次に、議案第9号令和元年度遠野市下水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、債務負担行為、企業債、議会の議決を経なければ流用することができない経費、他会計からの補助金に係る補正をしようとするものであります。

次に、議案第10号遠野市簡易水道事業を遠野市水道事業に統合することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、簡易水道事業統合計画に基づき、簡易水道事業を水道事業に統合しようとするものであります。

次に、議案第11号遠野市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定については、会計年度任用職員の服務宣誓に係る規定を追加しようとするものであります。

次に、議案第12号遠野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、道路法施行令の一部改正に伴い、道路の占用料の額を改定しようとするものであります。

次に、議案第13号遠野市営住宅条例及び遠野市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定については、市営住宅及び市営特定公共賃貸住宅に係る指定管理者の指定の手續、管理の基準、業務の範囲等を規定する改正等をし

ようとするものであります。

次に、議案第14号遠野市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例の制定については、新たに遠野市宿・湯屋地区コミュニティ消防センターを設置しようとするものであります。

次に、議案第15号遠野市営牧野条例の一部を改正する条例の制定については、市営牧野の指定管理料の平準化を図るため、市営牧野の使用料及び利用料金の額を改定しようとするものであります。

次に、議案第16号遠野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、児童福祉法等の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第17号遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する条例の一部を改正する条例の制定については、再生可能エネルギーに関する事業に起因する災害の発生を抑止するため、当該事業の実施に係る手続等の改正をしようとするものであります。

次に、議案第18号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定及び変更については、附馬牛町中滝辺地及び宮守町中斎辺地に係る総合整備計画を定めるとともに、宮守町迷岡辺地に係る総合整備計画を変更しようとするものであります。

次に、議案第19号市道路線の廃止については、県道への編入及び公共の用に供していない路線の見直しに伴い、当該市道路線を廃止しようとするものであります。

次に、議案第20号令和2年度遠野市一般会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172億5,000万円としようとするものであります。

令和2年度は、第2次遠野市総合計画前期基本計画の最終年度に当たることから、前期基本計画事業の総点検と再構築を図り、小さな拠点を中心とした人づくり、地域づくり、第2次遠野わらすっこプランを基本とした子育て支援、

誰もが地域の担い手として活躍する健康づくりの3つの重要施策を確実に実行するとともに、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした共生社会の実現に取り組むため、「支え合い、新たな時代を拓く予算」と位置づけ、新規28事業を含む356事業の編成内容となっております。また、継続費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用について定めようとするものであります。

次に、議案第21号令和2年度遠野市国民健康保険特別会計予算については、事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億4,415万5,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,040万7,000円としようとするものであります。また、歳出予算の流用について定めようとするものであります。

次に、議案第22号令和2年度遠野市後期高齢者医療特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,054万1,000円としようとするものであります。また、歳出予算の流用について定めようとするものであります。

次に、議案第23号令和2年度遠野市介護保険特別会計予算については、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,954万円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,420万3,000円としようとするものであります。また、歳出予算の流用について定めようとするものであります。

次に、議案第24号令和2年度遠野市ケーブルテレビ事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億221万4,000円としようとするものであります。

次に、議案第25号令和2年度遠野市遠野東工業団地整備事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,144万5,000円としようとするものであります。

次に、議案第26号令和2年度遠野市水道事業会計予算については、収益的収入及び支出の予定額では、収入の各款の合計額を7億9,008万8,

000円、支出の各款の合計額を7億5,102万8,000円に、資本的収入及び支出の予定額では、収入の合計額を5億6,766万2,000円、支出の合計額を9億8,874万8,000円としようとするものであります。また、企業債、一時借入金、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、他会計からの補助金、棚卸資産購入限度額について定めようとするものであります。

次に、議案第27号令和2年度遠野市下水道事業会計予算については、収益的収入及び支出の予定額では、収入の各款の合計額を7億6,147万6,000円、支出の各款の合計額を7億6,247万6,000円に、資本的収入及び支出の予定額では、収入の各款の合計額を3億642万4,000円、支出の各款の合計額を4億9,710万8,000円としようとするものであります。また、債務負担行為、企業債、一時借入金、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、他会計からの補助金について定めようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

予算等審査特別委員会の設置

○議長（浅沼幸雄君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号から議案第27号までの27件については、質疑を省略し、議長を除く17人の委員をもって構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第27号までの27件については、質疑を省略し、議長を除く17人の委員をもって構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算等審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長を

除く全議員を指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、議長を除く全議員を予算等審査特別委員に選任することに決しました。

なお、予算等審査特別委員会は、正副委員長互選のため、本日、会議終了後、中会議室にこれを招集いたします。改めて招集状を差し上げませんので、御了承願います。

休会の議決

○議長（浅沼幸雄君） お諮りいたします。2月26日から3月1日までの5日間は、常任委員会調査及び議案調査等のため、休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、2月26日から3月1日までの5日間は、休会することに決しました。

散 会

○議長（浅沼幸雄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦勞さまでした。

午前11時45分 散会

